

運用報告書の適正性に関する確認書

2019年11月15日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地 東京都中央区日本橋一丁目4番1号

不動産投資信託証券発行者名 日本アコモデーションファンド投資法人  
(コード：3226)

代表者の役職・氏名 執行役員

( 署 名 )

池田孝

本投資法人の執行役員である池田孝は、本投資法人の2019年3月1日から2019年8月31日までの第27期営業期間の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。私が不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記のとおりです。

記

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。投信法においては、資産の運用、資産の保管その他の業務を一定の者に委託しなければならないこととされております。本投資法人は投信法の規定により、資産の運用に係る業務等を株式会社三井不動産アコモデーションファンドマネジメント（以下「本資産運用会社」といいます。）に、資産保管業務及び投資主名簿等に関する一般事務を三井住友信託銀行株式会社に、会計事務に係る一般事務を税理士法人平成会計社（以下「一般事務受託者」といいます。）にそれぞれ委託しております。また、本投資法人の会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人です。

2. 資産運用報告の作成プロセス

資産運用報告は、一般事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、所管である本資産運用会社の財務本部コーポレート・オペレーションチームが投信法等に規定された様式及び記載表現に従い、必要な情報を加味した上で原案を作成しております。また、記載内容については、同チームの判断により必要に応じて、法律に係る記載内容及び税務に係る記載内容について、それぞれ法律事務所及び税理士法人による助言を受けるとともに、会計監査人の監査を受けております。

なお、作成された資産運用報告は、投信法第131条第2項の規定に基づき、2019年10月17日に開催された本投資法人の役員会にて承認されております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 一般事務受託者が作成した会計帳簿及び本資産運用会社が保有する本投資法人に係る重要な情報等に基づいて、当該資産運用報告が作成されていることを確認していること。
- (2) 本投資法人の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人より、会計に関する記載内容について投信法第 130 条に規定される会計監査を受け、その監査報告書を受領していること。
- (3) 運用資産の状況等、本投資法人に関する重要な事項については、本投資法人の役員会において報告を受ける等、内部管理体制の状況及びその有効性について確認していること。
- (4) 本資産運用会社においては、ディスクロージャーに関する規程を制定する等、投資者保護の観点から適時・適切に情報開示するための社内体制が整備され、このような体制に基づき、適切かつ正確な情報開示が実施されていることを確認していること。

以上